

東防保評第2026-3号

2026年3月27日

関係各位

一般社団法人 東京防災設備保守協会

理事長 小野修

(公印省略)

防災センター評価等申請手数料の改定について

謹啓 春暖の候 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の運営につきましては、格別のご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、防災センター評価制度につきまして、平成13年より20年以上にわたり手数料を据え置いて令和5年に評価手数料の改定をさせていただきましたが、評価事業を適切に行うために必要な人材の確保や物価高騰などの環境変化による影響を吸収することが困難であり、今般評価手数料を別紙のとおり改定させていただくことといたしました。

今後とも公正かつ円滑な評価事業の運営に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、当協会では、防災センターに関する技術上の基準の改正（防災センターの遠隔監視の基準及び機械又はシステム等の活用による防災センター要員の対応行動の合理化に関する基準の策定について（通知）

（7予第1500号 令和7年10月31日）を受け、システム等活用行動評価制度を新設するほか、遠隔監視場所による監視体制を追加した防災センター評価を実施することといたしました。これらについての評価手数料を別紙のとおり策定いたしましたので、併せてご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬白

ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

電話番号 03-5261-4181 担当 防災センター評価室 山岸・庭山

別紙

1 現行の評価手数料の改定

(1) 防災センター評価手数料

集中管理体制	評価手数料の額 (外税)
防災センターのみでの監視	200 万円
防災センターと副防災センターでの監視	280 万円
防災センターと監視場所での監視	280 万円

2 基準改正に伴う評価手数料の策定

(1) システム等活用行動評価手数料

対応行動を代替する設備数	評価手数料の額 (外税)
3 設備まで	200 万円
4 設備目以降	1 設備につき+40 万円

- ・システム等活用行動評価を申請するには、申請対象物が事前に防災センター等の技術上の基準に則った防災センター評価を取得する必要があります。
- ・新築の場合は、防災センター評価と併行して審査を進めることができます。
(別途防災センター評価手数料が掛かります。)

(2) 防災センター評価手数料 (遠隔監視場所方式)

集中管理体制	評価手数料の額 (外税)
防災センターと遠隔監視場所での監視	280 万円

- ・遠隔監視場所方式の評価は、監視対象物ごとに申請する必要があります。
- ・事前に防災センター等の技術上の基準に則った防災センター評価を取得している既存監視対象物の場合、審査項目の一部省略により評価手数料が減額になる場合があります。

3 適用日

2026年4月1日以降に防災センター評価幹事会および委員会またはシステム等活用行動評価委員会にて審議する案件より適用します。